

精神疾患専門委員会

(令和6年度)

精神疾患専門委員会報告書

広島県地域保健対策協議会 精神疾患専門委員会

委員長 岡田 剛

I. はじめに

平成30年3月に策定された第7次広島県保健医療計画（精神疾患対策）では、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針」を踏まえ、統合失調症、うつ病、認知症、児童・思春期精神疾患、発達障害、依存症、PTSD（心的外傷後ストレス障害）、高次脳機能障害、摂食障害、災害精神医療など、多様な精神疾患ごとに医療機関の役割分担を整理し、相互の連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現することを目的として、県連携拠点機能及び地域連携拠点機能、それを担う医療機関を定めた。その後、令和2年度には中間見直しを実施し、精神疾患や医療機能ごとの医療連携、治療抵抗性統合失調症に対する治療薬の普及促進といった課題について、本委員会及び各ワーキンググループにおいて継続的な協議を重ねてきた。令和5年度には、第8次広島県保健医療計画（精神疾患対策）の策定に向けて、計画の骨子や素案、保健医療提供体制の構築に向けた医療機関ごとの機能の明確化について協議を行い、統合失調症、うつ・自殺対策、身体合併症、PTSD、摂食障害について、県連携拠点機能及び地域連携拠点機能の明確化と、それを担う医療機関の選定案を取りまとめた。令和6年度の本委員会では、第8次保健医療計画（精神疾患対策）に沿った精神医療提供体制の現状共有と課題の整理を行い、精神疾患・医療機能ごとの医療連携の課題調査、連携推進方策の検討、対応可能な医療機関が不足する可能性の高い疾患や医療機能への対応など、医療提供体制の充実・強化に関する検討を進めた。また、新たな地域医療構想における精神医療の位置付けや、広島県における精神医療を取り巻く現状についての情報を共有した。加えて、ギャンブル等依存症支援ドクターの養成の実施や、本協議会が作成

した「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」の取扱いについても協議を行った。

II. 協議の概要

1 開催状況

令和6年度は、令和6年12/17（火）に打ち合わせ、同年12/23（月）に精神疾患専門委員会を開催した。専門委員会の開催状況は次のとおりである。

日付等	協議内容
第1回 精神疾患専門委員会 (令和6年12月23日)	<ul style="list-style-type: none">新たな地域医療構想における精神医療の位置付けおよび広島県の精神医療を取り巻く状況について。ギャンブル等依存症支援ドクターの養成の実施について「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」の取扱について

2 検討内容

第8次保健医療計画（精神疾患対策）に沿った精神医療提供体制の現状共有と課題の整理を行い、精神疾患及び医療機能ごとに求められる医療連携のあり方について、具体的な課題の把握とその対応方策の検討を進めた。特に、対応可能な医療機関が不足する可能性の高い疾患や医療機能に関しては、地域ごとの実情を踏まえた連携体制の強化が重要であるとの認識のもと、今後の方向性について議論を深めた。また、新たな地域医療構想の中での精神医療の位置付けについても、今後の制度設計に関する論点を整理しつつ、広島県における精神医療を取り巻く現状と課題について情報共有を行った。さらに、ギャンブル等依存症支援ドクターの養成に向けた研修実施の具体的方針や制度的位置付けについて確認とともに、更新が滞りがちな「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」の今後の更新・公表方法や情報提供のあり方についても協議を行った。

III. 検討結果等

第8次広島県保健医療計画（精神疾患対策）の趣旨に沿って、精神医療提供体制の現状共有と課題整理を行い、疾患別・医療機能別に求められる連携のあり方について検討を進めた。特に、統合失調症、うつ・自殺対策、摂食障害、PTSD、身体合併症などの重点疾患を対象に、県連携拠点機能及び地域連携拠点機能の明確化を図り、それを担う医療機関の役割や地域における実態を確認した。

対応可能な医療機関が限られる疾患や医療機能については、地域間格差、人材の不足、情報共有の課題などが明らかとなり、医療機関間の連携体制の強化、機能分担の明確化といった方向性が今後の検討課題として示された。また、各地域における精神医療資源の実効的な活用に向けて、さらなる情報共有と体制整備の必要性も再認識された。

あわせて、2040年頃を見据えて再構築される新たな地域医療構想における精神医療の位置付けについて、国の検討動向を踏まえた共有が行われた。精神病床についても、今後は地域医療提供体制の一部として組み込まれる方針が示されており、段階的かつ丁寧な議論の必要性と、関係者間の十分な協議と準備期間の確保が不可欠であることが確認された。

また、依存症対策の一環として、ギャンブル等依存症支援ドクター（仮称）の養成研修の実施方針が共有され、対象、研修内容、修了証の取扱、医療広告制度との関係などについての運用方針が整理された。あわせて、県内の依存症専門医療機関の設置数についても、目標達成に向けてさらなる推進が求め

られる状況が確認された。

さらに、「児童・思春期精神医療の診療可能な医療機関リスト」の今後の取扱いについても協議がなされた。これまで本協議会で作成・更新してきたリストについては、情報の更新頻度や正確性の課題があり、今後は厚生労働省が運用する「医療情報ネット（ナビイ）」を活用し、診療情報の可視化と住民への情報提供の精度向上を図ることとした。その実現に向けては、「児童精神科」の診療科目としての登録促進やキーワード情報の整備など、医療機関への協力依頼を行うこととした。

IV. まとめ

第8次広島県保健医療計画の計画期間の初年度にあたる令和6年度は、精神医療提供体制の現状や課題をあらためて整理し、計画の趣旨に沿った検討を進める上で重要な年度となった。多様化する精神疾患への対応や、地域ごとの医療資源の偏在、専門人材の確保などの課題が明らかとなり、医療機関の機能分担や連携体制の強化の必要性が確認された。あわせて、国の検討が進められている新たな地域医療構想における精神医療の位置づけや制度改正の方向性についても情報共有がなされ、将来的な制度整備に向けて、段階的な対応の必要性が認識された。また、依存症や児童・思春期精神医療といった重点領域においても、情報提供体制や支援のあり方に関する具体的な検討が行われた。今後も、より質の高い精神医療提供に資するよう、本委員会でも第8次保健医療計画（精神疾患対策）に沿った精神医療提供体制の現状共有と課題の抽出・協議検討を行う。

広島県地域保健対策協議会 精神疾患専門委員会

委員長 岡田 剛 広島大学大学院医系科学研究科精神神経医科学
委 員 朝枝 清子 広島市精神保健福祉センター
天野 純子 広島県医師会
撰 香織 広島県立総合精神保健福祉センター
加賀谷有行 医療法人せのがわよこがわ駅前クリニック
勝田 徹 広島県健康福祉局疾病対策課
木戸 一成 広島市健康福祉局障害福祉部精神保健福祉課
高畠 紳一 全国自治体病院協議会
高見 浩 広島県精神科病院協会
淵上 学 広島大学大学院医系科学研究科精神神経医科学
町野 彰彦 国立精神医療施設長協議会
松田 文雄 松田病院
森岡 壮充 広島県精神神経科診療所協会
和田 健 日本総合病院精神医学会